

いわゆる FCC という委員会を導入すべきじゃないか、こういう時代だからということに關しまして、一貫して大臣の方は、今の内閣制度で、いわゆる省庁主導型の方法でいいんじゃないか、そうあるべきだという強い意思のもとに進められてい

ると思います。
それが一番の大きな差異かなと思うんですが、今回の電気通信業務の利用放送についても、まず目的の中で、もう一度再確認したいんですが、すくなくとも、この目的というのはどういふところから発生してきたのかということをお聞かせいただきたいんです。

○小坂副大臣 これは大臣の趣旨説明でも御説明申し上げましたように、最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化、いわゆるブロードバンドと最近では呼ばれているようですが、その進展にかんがみまして、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図る必要があるということが一点。それから、電気通信業務を利用して行ふ放送を制度化して、電気通信業務利用放送の受信者の利益を保護し、そして、その健全な発展を図る観点からこういった法制を早急に整備する必要がある、このようなことから提出をさせていただくわけでございます。

○山村委員 受信者の利益、いわゆる国民の利益という観点から考えた場合なんですけれども、私、この法案が、それこそ冒頭に申しました内藤議員とちよつと観点が違いますよという部分を感じたというものが、非常に怖いなと思つたんです。といいますと、今ブロードバンドを初めとして、民間の部分で、インターネット放送であるとかインターネットラジオ、インターネット電話、まさに技術革新のもとに、あらゆる領域が先に出発してしまつていふんですね。それに対して、いわゆる総務省という省庁が、今回は許可可というもののじゃないですけども、登録をするということ、事業者認定をしていふという方向に行くんではないか。やはり、いわゆる電気通信の行政に關しては総務省抜きにはできないよというよ

うな、何か官が綱をかぶせていふような、それを制度化するよな意図をちよつと行間に私は感じたんなんです、その辺、いかがでしょうか。

○小坂副大臣 利用者のというのは、技術革新によつていろいろな事業が出てまいります。しかし、その事業がどういふ形で行われているかというところをどこかで把握しておかないと、それを利用している人たちが、これは国の中である程度制度的にも整備されているんだらうと信頼関係を持って利用されている。ある日突然、その事業主体がやり方を変えてしまふということになりますと、これは利用者が大変な被害に遭うことになります。

ですから、電気通信関係におきましては、一つの技術基準を設定するとか、あるいはメーカーの皆さんにも技術基準に基づいた製品を開発していただくとか、そういうようなことで、管理するといふよりは、むしろ利用者が事業者の突然の変更によつて被害をこうむらないような、そういうセーフティーネットを張つていく必要があるといふことから私も整備をさせていただいて、今回のこの法律案でも、登録という形で、事業者がどこでされているのかを把握するといふ形にさせていただきまして、許可可といふようなものよりは、もっと自由にやつていただくながら、利用者が突然被害に遭わないような枠組みをつくるという趣旨でやらせていただいておりますので、その辺、よろしく御理解のほどお願いします。

○山村委員 それですと、今インターネット放送というのがかなりの部分、インフラ整備ができていまして、スピードが速くなつていふこととありまして、この国会中継にしてもそうですけれども、インターネットがビデオ映像で先に流れていますよね。国会中継というか、委員会中継にしましても、国会の衆議院のホームページをクリックスしますと、この議論の様子というのがそのまゝのライブで流れていふという状況にはなつていふんですけれども、そういう事例というのが、この国会内だけでもそうなんですけれども、民間

の場合、いろいろなところで今もう実用化されているわけですよ。その民間が、一個人でやつたとしても、企業でやつたとしても、それらをすべて登録するということにしなければいけないわけですか。

○鍋倉政府参考人 現在、提供されておりますいわゆるインターネット放送でございますけれども、これは今、先生がおっしゃいましたように、クリックをしていふことで、受信者の方から個々の求めに応じて個別に送信する形態でございます。私ども、放送という概念は、一斉に、同時に流して同時に見るというのを放送といふふうに概念しておりますので、このインターネット放送というのは、放送という名前についてはおりますけれども、私どもの概念からいいますと、通信といふふう整理をされるものでございまして、

したがしまして、今の世の中で行われておりますようなインターネット放送といふものは、本法の対象とはならないといふこととでございます。

○山村委員 通信という概念でございまして、ことだと思つてはいただけない、そうだった場合に、この国会でも地上波デジタルのことを電波法の改正案のときにお話しさせていただいたと思つてますが、地上波がなぜ必要かという議論をしたときに、いわゆる携帯電話といふか携帯端末でテレビ放送をいつでも見られるよ。当然、携帯電話といふかそういうパーソナルの部分で、それは電話もできるわけなんですけれども、今、巷間、コマーシャルといふんです、民間企業がやつていふことを見ますと、結局、携帯電話でテレビも受信できるよ、ナビゲーターとしても使えるよと。

端末といふのは多分、多分と私がこの場でどういふ方向に行つてしまふのかといふことを勝手に決めつけても、あくまでも主観ではあるわけなんですけれども、パソコンじゃなく携帯電話といふか、それぞれの端末機器でテレビも見られて、電話もでき、メールもできといふふうな機能、今のまま e-Japan 戦略のもとに推し進めたならば、そうなつていくんであらうと思つてます。その第一

歩が、今回の通信と放送の融合といふような形で整備していこうという流れでもあると思つていただいても、それが、放送と通信、概念が違ふといふその区分け、いわゆる事業者と、では、普通、例えばの話、NHKさん、民放局といふようなところがインターネットでそれを流しているといふことは、事業者になるんですか、それとも通信として利用しているのか。

○鍋倉政府参考人 繰り返しになりますけれども、NHKあるいは民放がいふゆるインターネット放送で流すといふものは、通信になります。

○山村委員 ということは、これは事業者じゃなく、登録しなくてもそのままできるわけですね。

○鍋倉政府参考人 通信の世界は自由な世界でございまして、おっしゃるとおりでございます。

○山村委員 といふと、この法案でいふゆる登録をしなければいけない、業者といふ事業者といふか個人になるのか、その範囲といふと、どういふところからスタートするんでしよう、起点として。

○鍋倉政府参考人 この法案の対象になりますのはいわゆる CATV 事業者と、それから、私どもが考えておりますのは CS、百十度以上ありますこれらの CS 放送以外の CS 放送を対象に考えております。

○山村委員 百十度の CS 放送以外の事業者といふことですか。わかりました。前まで出ていたかどうか必要はないと思つてはいただけない、

そうしますと、CS 百十度の衛星についてはまた後ほどの時間で質問させていただこうかと思つていふんですが、そこまで飛ぶ前に次の質問といふんですか、考え方としてなんです、今回のこの法案も含めて、非常に私自身が、この総務委員会、この百五十日近くの議論の中で感じたところといふと、いわゆる省益といふか局益といふか、個別の法案そのものを見ている。電波法の改正案のときも、電波法の個別の法案だけ見ていふと、なるほど、e-Japan 戦略にのつとつて、放送と情報通信の融合化を図りながら進展し

ていくんだという方向性が見えるわけなんですけれども、個々ではすばらしいんですが、全体として見た場合、日本のいわゆるIT政策、放送政策、情報通信政策というのはどういう方向に向かつて走っているんだらうということが非常に見えにくいと思うんです。

それが、今回、特に一月六日に総務省という形で、旧自治省、郵政省というところが一緒になりまして、ある意味では、国会冒頭といえますか、一月の末、二月を通じて考えたときに、事務方の皆さんの整理整頓といえますか、それまでできていない段階なんだらう。ただ、半年近く、五カ月たちました。

これは大臣にお伺いしたいんですけれども、我々が見ていると、局益といえますか、部局同士の引張り合い、綱引きというのが非常に感じられるんですが、その辺の組織の見直しということも考えていらっしゃるのかどうか、融合化に向けて、それに絞っていただいているんですか。

○片山国務大臣　そういう見方もあるのかもしれないけれども、ある意味、三省庁が統合してまだ日も、御承知のように五カ月程度ですけれども、私は別に、局益が表に出ていないあれだと思いますよ。

それから、今の委員の言われる関係は、鍋倉局長のところは情報通信政策局でございまして、今まで分かれておったものを一つにまとめておりますから、そういう意味では、通信と放送の融合の先取りをしたような局でございまして。

今のところは、私は、別に局間の連携はうまくいっておりますから、できるだけ人事交流その他も加味しながら、融和、結束、一体化ということを進めていきたいと思っております。また委員、お気づきの点があったら言ってください、直しますから。とにかく、結婚でもなかなかうまく最近はいかないのが多いのに、企業の合併でも大変ですから、これだけ、生まれも育ちも文化も違う役所が一緒になって、すぐ、三カ月や四カ月で、足並みそろえて一、二、三とはなかなかありません。

けれども、それにしても、私は大変努力して成果が上がっている方だと思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○小坂副大臣　今、大臣から答弁申し上げたことを具体的に少し申し上げさせていただきますと、旧郵政省時代は、通信政策局と放送行政局というのは分かれておったわけですね。この一月六日の省庁再編によりまして、今、大臣が答弁を申し上げたように、情報通信政策局というふうに統合されまして、通信・放送融合の時代に対応できる体制の整備を図ったつもりでございまして。

そういった中で、e-Japanの重点計画に盛り込まれております政策を実現するために、今回の、CSデジタル放送、ケーブルテレビ等の電気通信事業者回線の利用を可能とするための法律を出させていただいた、これがこの役務利用法でございまして。

それから、あわせて、通信・放送融合サービスを開発するための研究開発を促進するために、過日、六月一日に成立をさせていただきました通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律、これを出させていたところでございまして。

さらに、通信、放送にかかわらずコンテンツの制作、それから流通環境の整備について一元的に推進するための組織の設置をいたしました。私どもの情報通信政策課の中にコンテンツ流通促進室というのをつくっておるんですが、こういった組織的な整備もさせていただいているところでございまして。

このように、現在の組織で通信・放送融合の状況に適切に対応していく、そういう体制を整備しているつもりでございまして、今、大臣が御答弁申し上げましたように、委員の御指摘を初めとして、皆さんの御意見を聞きながら、一つの時代の進歩にあわせて組織というのは柔軟に対応していくものだというのが大臣の基本的な考えでございますので、私ども、その考え方に従って、鋭意努力をしまいたい、このように考えておりますので、よろしく御指導のほどお願いします。

○山村委員　今、小坂副大臣の方から、くしくも具体的な御答弁もいただきましたので、ちょっと横道にそれますが、もう一点だけ、それに関連して御質問をこの際させていただきたいと思うんです。

そうしますと、総務省内において、情報通信、コンテンツまで含めて、いわゆるIT戦略といえますか、政策として落とし込んでいくための作業はしている。ただ、では、今度は他の省庁につきまして、具体的に経済産業省になるんですが、いわゆるEコマースについて他の省庁との融合化ということも考えていらっしゃるんでしょうかということ、ちょっと一問、質問させていただきます。

○小坂副大臣　特に経済産業省は、この情報通信分野におきましては大変密接な関係にございまして、私ども、柔軟に、副大臣会議を初めといたしまして、各レベルにおきまして、各局局におきまして日常的な連絡体制をとっておりまして、こういった法案の提出も、共同で提出する必要のあるものはそれぞれに調整をさせていただいております。

今回、省庁再編で、それでは一緒の方がよかったんじゃないかという御意見があることは承知をいたしておりますけれども、その切り分けがこういふふうになされた中で、私ども、そういった弊害のないように十分な連絡体制をとって進めさせていただいておりますので、その辺も御理解を賜りたいと思います。

○山村委員　具体的な名前前は出なかったんですけれども、まさにIT革命を、まさに革命という言葉がつけられているものですから、それを二十一世紀の日本の経済といえますか社会そのものの基軸として考えるのであれば、やはり情報通信省といえますか、各庁からえりすぐりの人間をプロジェクトチーム、省までしなくともいいと思うんですけれども、まずつくっていただいて、方向性というのをしっかりとつくっていただいた方がよかったですんじゃないか、これは、総務大臣の管轄という

よりも、まさに総理大臣の管轄になるのかなと。名前だけの諮問機関だ何だ、審議会だというようになわけのわからない組織を幾つもつくるよりは、IT革命をどのように見せていくのか、わからずのかということも踏まえた上でそういう組織を、これからでもまだ遅くないと思うんです、つくっていただければ。

そういう観点からしますと、総務省内だけでも、まず、そのIT革命をなすためにどういふような体制づくり、いわゆるスキームは今もうできたわけですから、これから国民にわかりやすく、まさに国民益ということを中心に考えていただきたいなと思うんです。

質問といいますが、本線に戻させていただきますと、先ほど革命という言葉を使わせていただきました。個別の法律の改正、何度も申しますが、電波法の改正案であり今回の法案であり、いわゆる旧法律を改正するという手続でIT戦略というのをなしていくというやり方は非常にわかりやすいんですけれども、ただ、このITの領域といえますか、情報通信、放送の領域も含めて、今までと全く違う観点から二〇〇五年のスタイル、二〇〇五年を基点として、その時代にはどうなっているかということ、今までの過去の部分、制度というのを全く考えずに一度考えてみる、そういうようなシミュレーションというものは、今まで総務省の中でやってこられたことがあるのかどうかということ、これを御質問したいんですが、いかがですか。

○鍋倉政府参考人　二〇〇五年について、総務省独自でということもございませぬけれども、今、先生ら御指摘の、政府内の統一につきましては、内閣官房にIT担当室というのを設けて、内閣官房副長官補をヘッドに、私も副で入っているんですが、そこを事務局にしまして、IT戦略本部の事務局的な立場でいろいろな検討をしまいたい。

その中で、二〇〇五年のその目標については、例えば一千万の超高速ネットワークの加入、それ

から三千万の高速加入という目標ですとか、あるいは、具体的な数字はちょっと忘れちゃったけれども、何万人の技術開発者の育成であるとか、そういった二〇〇五年に向けての具体的な目標を個々に定めて、それに向かって政府一丸となってやるために、法律を出すものは出すということで各省協力を、私どもの場合には、今、御審議いただいているこの法律も含めまして、I-T関連法ということで、これは私も総務省だけではございせん。経産省の関係ですとか、そういった関係でのI-Tの関連法案を含めて、統一をとって、政府一丸となってやっているとすることでございせん。

○山村委員 まさにそういう具体的な取り組みをなされているというのはわかるんですが、これは、いずれにしましても、今までの議院制の内閣のもとでFCCを導入するか、今までの方式の方がいいかというような論点が解決しないことには始まらないのも同じような部分だと思ふんです。やはり革命と名がつく以上、今までのやり方というのを基本的にスクラップ・ビルドといえますか、制度として、やり方として、全く破壊した上で新たな部分も創造するという取り組みをされた方がいいんじゃないかなというのが、これはあくまでも私の個人的な主観としての意見ではあるわけですが、I-T革命というのは、社会全体に及ぼす影響というのはやはり非常に強いんです。そういう意味から、今までの制度にとらわれずに、まず制度改革というの、現実、政治は生ものですから、それを離れてはいけません、それが、シミュレーションの世界といえますか、そういったこともあわせて研究していただいた方がよろしいんじゃないかなというふうなことを、ちょっとこの場をかりて……。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

今回の法案につきましてなんですが、既に事業を始めている事業者、スカイパーフェクTVであるとか、ヒットポップスといえますか三菱商事、

宇宙通信、東京電力さんであるとかソニーさんとかが配信サービスという名のもとにやっています。今現在あるんでしょうか。

○鍋倉政府参考人 ちょっと先生の御趣旨があれなんですけれども、出発してしまっている事業者ということになりますと、例えば本法では、先ほど申しましたように、CATVの関連の事業者も対象になるわけですので、CATV事業者、既に数多くの方が事業者としておりますし、それから、百十度以外のCS放送というふうにし上げました。そういったCS放送の事業者の方はたくさんおられます。

○山村委員 まさにCATVは、今、若い世代にとりまして、多くのチャンネルの番組が見られるというよりも、インターネットインフラというような概念のもとに、CATVを引いているというのと、当然インターネットもケーブルテレビを通じてやっている、しかも今度は、Eコマースだ何だというふうな、近々にテレビショッピングだどうのこうのというふうな、もうI-Tの最先端を行ってあるんじゃないかというふうにとらえている。特に若い世代はそういうふうに思っているんです。そのCATV業者であり、百十度以外のCSの事業者というの、新たに今回のこの法律が通った場合、登録として、その申請書類を上げなければいけないわけですか。

○鍋倉政府参考人 二つ分けてちょっと御説明いたしますが、CATVの場合は、今、五百端子以上は許可でございます。許可を受けてやっておりますので、その施設というのは、全部自分で施設を持つていて、その施設を今受けているわけですが、その方が本法適用になるのかという、その方々はもう許可を受けているわけでございますから、そのままやっていただければそれでいいということでございます。

それから、CS百十度以外の場合ですと、今は委託放送事業者ということで認定を受けておりますが、その方が本法上の登録をするかしないか

ということ、それぞれの事業者の方の選択に任せるということでございまして、認定のままの委託事業者でも構いませんし、本法の登録をされても構いません。

どこが違うかと申しますと、今度の法律の方が、いろいろな規制緩和がございまして、かなり自由度があるということで、私どもは、CS百十度以外の今のCS事業者は、委託放送事業者から恐らく本法の適用の方に、規制緩和ですので、自由度が増しますから、そちらの方に移っていただくことになるんじゃないかというふうには思っておりますが、それは御本人の選択の自由でございせん。

○山村委員 CATVに関してもよく理解できましたし、CS放送事業者に対しても非常に理解はさせていたんですが、百十度衛星というものがことしの秋に打ち上げを予定されていると思うんですが、百十度CS放送の事業者に関してはいかがなものなんでしょうか。

○鍋倉政府参考人 CS百十度の場合ですと、やはり希望をされる方が割り当て可能なチャンネルよりも多いということ、それからもう一つは、全国にBSと同じように一波で届くということから、私ども、CSの百十度については本法の対象外でいきたいというふうには思っております。

○山村委員 CS百十度の今、参画予定企業というのは希望者が非常に多いとおっしゃられるんですが、今のところ、総務省として把握している企業数としてはどのぐらいの数があるんでしょうか。

○鍋倉政府参考人 四十一社から申請がございまして、昨年十二月に十八社を認定いたしております。○山村委員 そうしますと、CS百十度の認定したその十八社につきましては、ことしの秋からスタートされるということでしょうか。

○山村委員 実働としましては、いわゆるCS百十度の放送を見ようとしたら来年の春からということになるかと思ふんです。そうしますと、CS百十度以外の事業者で、これからこの法案ののって登録申請をやってくるかといえますか、予想される企業の数というのは具体的には調査しておられるんでしょうか。

○鍋倉政府参考人 現在、百十度以外のCSは百十七社ございまして、先ほど申しましたように、その方々がどれだけ規制緩和の、法律上の登録に乗ってくるかということは、私ども、まだ把握はいたしておりません。

○山村委員 ちょっと私も質問の順番が、段取りが狂ったかなというところもあるんですが、その百十七社から、今度、百十度のCS放送へ乗りかえると言ったらおかしいんですが、そのような企業群というのはあるんでしょうか。

○鍋倉政府参考人 百十度は百十度で別に去年の十二月にさせていただきましたので、乗りかえるということはないと思います。

○山村委員 乗りかえる云々かんぬんといいますが、結局、CSの事業者は、どこかしこもとは言わないんですが、やはり経営的には非常に厳しいところが多いと思うんです。百十七社のうち数社といえますか何社かが、例えば今までのCS以外のところを取りやめて、新たにその十八社の方にコンテンツも含めて移行していくということは、別に問題はないわけですか。

○鍋倉政府参考人 百十度の場合、先ほど認定をさせていたというふうな申しましたけれども、希望者が四十一社あったにもかかわらず認定できた数は少なかったということで、今のところそのあきがございますので、乗りかえてCSの百十度以外のところから百十度に来るといことは、今のところないというふうな考えております。

○山村委員 ということは、基本的に、今現在の百十度以外のCS放送事業者百十七社というのは、このままと言ったらおかしいですけれども、

よほどのことが、経営的な問題がない限りは続いていくということでしょう。

○鋼倉政府参考人 今の百十七社以外に、この法律を通過していただきますと、CS、つまり、通信衛星上ですらにアクセスが登録をされて、新たに参入される方も自由になりますので、登録はしていただくわけでも、百十七社に固定したことでなくて、それ以外にも恐らく参入者の方が出てくるんじゃないか。

その部分については、今、通信に利用している回線等をCSの放送に利用するというのもこの法律で可能になりますので、新たな参入者も出てくるのではないかと期待をいたしております。

○山村委員 その新たな参入者の中に、いわゆる外国企業といいますが、外資系の企業というのが、今回また少し緩和されているとは思いますが、けれども、何社かオファーがあるか、そういうようなことはいかがですか。

○鋼倉政府参考人 今回の法律で外資規制がなくなりますので、例えばちょっと固有名詞を、例えばの話ですが、ディズニースとかそういうところ、これは動きがあるわけではございません、そういう方々が、優秀なコンテンツを持った外国の企業の方が参入をしていくことは期待をされるんだらうというふうに思っております。

○山村委員 時間もあと五分ほどになりましたので、次の質問に移らせていただきます。

コンテンツというものがあって初めて、IT社会といえますが、いわゆるデジタル放送の世界においても非常に飛躍的な、生活においても利便性といえますか、高まると思うんですが、そのコンテンツの管理といえますか、いわゆる法体系の見直しというようにも総務省内で研究なりをしておられるんでしょうか。

○高原政府参考人 先生お話しのように、これからブロードバンド時代を迎えますと、どうしてもコンテンツの流通ということがテーマになってま

いりますが、その中で、今一番問題になっておりますのが、全体的に見ますと、著作権処理等の知的所有権の問題でございます。特に、映像のコンテンツの処理をめぐって著作権処理をどうするかということが問題でございます。

この辺をe-Japanの重点計画の中にも書き込んでありますけれども、著作権を含む知的財産権の保護と利用を両立させる仕組み、システムをどういうふう構築していくかということ、今、研究会で研究いたしております。このシステムをこれから構築していくということを今、検討しております。

○山村委員 実際に、コンテンツの流通というテーマといいますが、さまざまな分野でいわゆる情報がデジタル化されたおかげといいますが、その功罪として出てきていると思うのですが、コンテンツの取り扱い、その権利というものを含めまして、これは一刻も早くその法整備をしなければならぬんじゃないかというふうに思っていますので、その辺のところはよろしく願っています。

ほかの、今回、この国会中、電波法の改正案から出ましたけれども、地上波デジタル放送、そしてまたBSデジタル放送、それぞれの加入世帯といえますか、その進捗度合いというのはどのようになっているのかということもちょっと聞かせていただきます。

○鋼倉政府参考人 先生、今、二つ御質問があったと思います。地上デジタル放送の準備がよいということ、まずお答えをさせていただきます。御承知のとおり、関東、中京、近畿の三大広域圏は二〇〇三年から、その他の地域は二〇〇六年からデジタル化を開始するというところで、NHK、民放、総務省三者で構成します共同検討委員会、デジタル放送用の親局、大規模中継局のチャンネルプランとか、それから、アナログをアナログに変更しなければいけませんので、その対策について検討を行ってまいりました。

電波法改正も成立させていただきましたので、これから、今年度からアナログ・アナログ変更に策を今後五年間でやっていくということでございます。まして、今年度は、関東、中京、近畿の三大圏以外に、岡山、香川、福岡、長崎、熊本、鹿児島八地域の一部分から開始をする予定でございます。

それから……

○御法川委員長 局長、時間がないから簡単に。鋼倉政府参考人 はい、済みません。これは、いろいろスケジュールですがアナログ・アナログの変更の宣伝をしなければいけませんので、皆さん方に周知をしなければいけませんので、全国三千二百の放送対象地域に地上デジタル放送推進協議会を設置しまして、これから体制を整えてやっていくということでございます。

それから、BSの普及率でございますが、BSにつきましましては、デジタルを含めまして、千四百九十二万件普及をいたしております。

○山村委員 地上波デジタルについて、私も二つあわせて質問してしまつたものですけれども、そこまで進んでいるということ、非常にこれはスケジュールどおりといいますが、ハードの整備は進んでいても、今度はデジタル放送になったときに、その時点で、いわゆるコンテンツといいますが、著作権の取り扱いというのが非常に大きな命題になってくると思うんです。だから、二〇〇三年までに、ここの秋に臨時国会があるのかどうか、かわかりませんが、来年の通常国会にいたしまして、その辺のコンテンツに関する法案というのも早速に取り組んでいただきたいというふうにお願

いいたしまして、時間となりましたので、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○御法川委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。いよいよ本日の法案の質疑で、当総務委員会は実質的に国会の最終質疑を迎えることになると思います。御法川委員長、そしてまた委員各位とともに、多くの法案に対して私にとって大変

有意義な質疑を行えたことは、片山大臣以下政府関係者及び委員部の方々の御理解と御協力のたまものだと思っております。本日に感謝しております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。CSデジタル放送は、現在、放送法による委託放送制度に基づいて行われております。ハード事業者である受託放送事業者は、国が指定する放送用の周波数に関して免許を取得し、放送のみに使用することとされているところであります。また一方、ソフト事業者である委託放送事業者は、国が定める普及基本計画の番組目標数の枠内で、国の認定を得て参入することができるようであります。また、CSデジタル放送の加入世帯数は約二百五十万世帯で、BS放送が約一千万世帯以上に普及しているのに比べて、普及が大幅におくれ

ているのが現状であります。こうしたことから、今回、ケーブルテレビ放送も含めまして、CSデジタル放送におけるハードとソフトの分離を徹底し、規制緩和を行うことによつて、CSデジタル放送の普及を促進しようとするものであると私は理解しております。

電気通信の世界は、技術革新が非常に速く、今まで利用する設備がそれぞれ分かれていた通信と放送が、電話線で映像を送ることができるようになり、その中で、できるだけ効率的に融合を図れるよう、制度を整備していかねばなりません。この通信と放送の融合の進展に対応した規制緩和を行うことが、本法案の特徴であると理解しているところであります。

BSデジタル放送は高画質で、CSデジタル放送はチャンネルが多くとれるなどの特徴がありますけれども、情報通信分野は技術革新のスピードが速く、技術の素人の私には、勉強しても理解できないことが多くなつてきているわけでありま

す。今では、伝送路の融合、サービスの融合、事業体の融合、端末の融合と、融合について多角的に言われておるわけでありま

ここで少し歴史を振り返ってみますと、B.S放送が進展し、通信衛星、C.Sの放送利用が進む中、東経百十度新たなC.Sを打ち上げ、放送に利用したいとの要望が強くなったのを背景に、周波数、軌道位置の確保のため国際調整手続を行い、平成三年十一月ですか、ITU、国際電気通信連合に事業の申請がなされたところであります。御案内のとおり、その後の十年の宇宙通信技術、宇宙ビジネスの発展は目覚ましいものがあります。

そこで、旧郵政省は、十年前から通信の世界と放送の世界の融合をある程度は頭に置いていたと私は思っております。確かに、その後の十年の情報通信の技術進歩は予測しがたかった面もあると思いますが、当時の通信と放送の融合を視野に入れた長期基本政策は、どのようなものであったのでしょうか。また、海外事情を考慮し、この十年を踏まえて、大きな視点での現在の課題は主に何でしょうか。先日、衆議院を通過しました政策評価法的な考え方で御答弁をお願いしたいと思っております。

○小坂副大臣 委員から、もう既に、ずっと十年間を振り返って御指摘をいただきました。思い返せばといいますか、私が初めて当選をさせていただいたころから、この通信・放送融合という言葉は聞かれたわけでございまして、そんな意味からは、もう十年以上前からこの問題は旧郵政省において検討された認識をいたしております。

平成元年に、通信衛星を利用した放送が可能となるように、おっしゃいました受託委託放送制度を導入いたしました。また、平成三年には、放送衛星と同じ軌道位置、いわゆる東経百十度と言われるこの位置に通信衛星を打ち上げることができるよう、国際的な周波数調整を行ってきた。また、当時開催されました、すなわち、平成二年の末から開催をいたしました放送の将来展望に関する懇談会というのがあったんですが、この懇談会において、また、平成六年の夏から開催をいたしました二十一世紀に向けた放送通信の融合に関

する懇談会におきまして、放送と通信の融合に対応した制度の整備の必要性が指摘をされておりました。

そういった過去を振り返りながら、先ほど御指摘をいただきましたように、C.Sは二百五十万世帯、B.Sは一千万世帯という視聴者を取り込み、そしてC.S放送では百八十八社が百九十の番組のテレビジョン放送を提供いたしております。また、二百一社のケーブルテレビ事業者がインターネット接続サービスを提供するなど、一定の政策的な成果が上がってきた、このように認識をいたしているところでございます。

しかし、当時、もっと急速な放送・通信の融合現象というのが起こってくるだろうと思っております。またしたけれども、その範囲は思ったほど広範ではなかった。むしろ、近年、インターネットの爆発的な普及、それから携帯電話の普及、そしてデジタル放送の開始、こういったデジタル通信技術の技術的な進歩が相まって、このような新しい状況のもとで柔軟な事業展開が可能となるような、そういう事業側からの要請も出てまいりました。

適正な情報流通ルールを確立するために、適切に制度を見直していくことが現在の一番重要な政策課題、このように認識しておるところでございます。そして、そのために、今回の法案の提出をさせていただくこと、それから、先ほども申し上げたわけでございますが、通信・放送融合技術の開発を促進するための法律案、こういったものを提出させていただいておるところでございます。

今後とも、例えば、インターネット上での放送に該当するようなサービスが、先ほども別の委員からの御指摘もありました、委員からの御指摘もありました。こういった問題、それから、社会的な要請に的確に対応するように、また、諸外国の対応状況等も見た上で、さらなる法律の整備、政策課題の実現に向けて研究を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。○黄川田委員 私は、国政に参画したのが最近でありますので、過去の経緯について不案内であります。

ますけれども、まだまだ課題はあるようでございます。時代の進歩に取り残されないように、どうか特段の積極的な対応をお願いしたいと思っております。

それでは次に、規制緩和についてお尋ねいたします。放送事業者登録制として、一見、参入が容易になったように見えますけれども、登録の要件として技術基準などのさまざまな制約を設けており、参入障壁は依然高いと思われま。

電気通信役務を利用した放送形態は、インターネット放送など今後さまざまな形態が出てくると思われま。そこにこのような参入障壁を設けることは、新しい技術を用いた事業者の新規参入による市場の活性化を否定しかねず、既存の放送事業者の保護を意図している感じを抱かざるを得ないところもあ。

もちろん、技術基準は、放送が過不足なくテレビに映るために必要な規格を定めて、消費者を保護するために不可欠なものであります。しかしながら、時代の変化、技術の進歩とともに、その内容を精査し社会ニーズにマッチするよう適切に随時改めてこそ、IT改革につながる真のイノベーションをもたらすものと思っております。

そこで、参入要件については、思い切った緩和策が必要と考えますが、今回、どのような規制緩和が行われ、またそれがIT改革の推進にどのような役割を果たすことができるのか、あわせて伺いたいと思。

〔委員長退席、渡海委員長代理着席〕

○景山大臣政務官 先生がおっしゃいますように、通信と放送の伝送路の融合に対応いたしました。電気通信事業者の電気通信サービスを利用いたしました放送を可能にするともに、そうした場合、放送事業への参入につきまして、従来と比べて非常に要件の緩和を行うということでございます。具体的には、まずC.S放送の参入であります。

けれども、これは、今までは認定制で比較審査で入っていたものを、今度は登録制の導入によりまして、今後は比較審査を行わない、こういうこととさせていただきます。だから、これによりまして、経理的な基礎とか技術的な能力、そういった資格要件を満たさず参入が可能になる。それから、外資規制も撤廃することによりましてあります。

ケーブルテレビにつきましては、電気通信事業者の設備を利用する際には、これもこれまでのような許可を必要とせずに、登録だけで参入を可能にするということとあります。

それから、公衆に直接受信されることを目的とするということが放送に必要とあります。先生のおっしゃいますように、電気通信役務利用放送設備の技術基準の適合維持義務につきましては、電波の送信技術とか受信技術を日本全国あまねく同じにしておかないと、例えば、メーカーが違ったら受信ができなくなることがあってはいけませんので、そういった点はきちんとしておかなければいけないと思っております。

このような中で、規制緩和することは、国民の利益を非常に増進することでありま。同時に、e-Japan重点施策のIT戦略本部でも決定されましたように、今後、この法律は、IT革命を推進する上で非常に重要な通信と放送の融合に對しまして、初めて制度的に、また体系的に整備をした法律であると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○黄川田委員 本法第十一条の総務省令で定めるとされている類似の技術基準などから想定いたしますと、従来のC.S放送と有線テレビジョン放送を前提にしていると思われま。しかし、今現実には起りつつある通信と放送の融合では、従来の枠にはとまらない形態が出現しつつあります。例えばインターネット放送などの新しい放送形態には、本法案は対処し得ないのではないかと思われま。そこで、本法案の範囲をより明確化するとともに

に、インターネット上での放送に対する規制の考
え方を明示すべきであると考えますけれども、こ
れについて、私からも改めて伺いたいという
思います。

○小坂副大臣 委員が御指摘のように、インタ
ーネット放送という名前が呼ばれておまして、実
際に画面上で見ますと、放送と同じように動画と
音声を提供される。しかしながら、インターネッ
トの接続によりまして、これはクリックをして自
分からとりに行かないと受信ができないという形
でございますので、放送というふうに位置づける
ことはできません。これは通信と現状では位置づ
けているわけでございます。

したがって、本法の対象となるものではござい
ませんけれども、将来、いわゆるIPマルチキャ
ストということがよく言われておまして、多方
向に同時に投げるということですね、したがっ
て、放送のように多数に同時発信ができるよう
な、放送に類似した、概念的にも似通ったものが
インターネットで提供されるような、非常に広範
に行われるような状況が出てまいりましたときに
は、そういった状況を見まして、これに対して直
ちに放送と同様の規制をかけるかどうかというの
は、慎重に考えていかなければなりませんけれ
ども、何らかの規制というものが必要なかどう
か、これを慎重に見守っていかないとはいけな
い、このように考えているところでございます。

諸外国におきましても、インターネット放送に
ついて、米国の場合には、我が国と同じく通信と
いうふうに整理をされております。また、英国、
フランスにおきましても、広くは放送の概念に取
り込んでおりますけれども、コンテンツ規律の適
用を差し控えるというような状況でございます。
いずれにいたしましても、こういったインタ
ーネット放送の出現など、通信・放送融合の技術
的な、あるいは実態的な進展という状況を十分に見
きわめまして、この規制のあり方について、時代
におくれないように鋭意検討を進めてまいりたい
というふうに考えております。

○黄川田委員 電気通信事業法改正の質疑の答弁
にもありましたけれども、また、最近の新聞報道
によりますと、総務省は、NTTグループのイン
ターネット関連事業への進出に際し、公正競争を
確保するための指針を年内にも策定するとのこと
であります。音楽や映像などコンテンツの制作、
配信会社への出資に制限を設け、ネット配信につ
いて子会社や関連会社などを優遇する行為も禁
止の見込みのようであります。

先般の電気通信事業法、NTT法改正の質疑の
結果、地域通信網を独占するNTT東西地域会社
にネット事業への進出などを条件つきで認めるこ
とになっております。しかし、NTT東西は、N
TT法で放送への参入を事実上禁じられておりま
すが、疑似放送とも言えるネット配信事業への進
出については明確なルールはありません。

そこで、NTTが電気通信市場での支配的地位
を用いて、放送市場において独占的な地位を築く
ことが懸念されるわけでありまして。現状の枠組み
では、NTT東西以外のNTTグループ会社が当
法案に言う放送事業者に登録することに何ら制限
がなく、NTTコミュニケーション、NTT東西
の一〇〇%子会社も参入が可能であります。そこ
で、少なくともNTT東西の一〇〇%子会社には
何らかの参入の制限を設けるべきであると考えま
すが、総務省の見解はいかがでしょうか。

○小坂副大臣 委員の御指摘のとおりでござい
まして、NTT東西は、放送法に規定する放送や電
気通信役務利用放送を行うことは認められませ
ん。

また、NTT東西の一〇〇%出資子会社が放送
事業へ参入することにつきましても、NTT東西
が実質的に放送事業を支配し、行うこととなりま
して、これはNTT法の脱法行為に該当すると認
識されますので、これは認めることはできないわ
けであります。

○黄川田委員 できるだけ多様なネット配信会社
の規制をよろしくお願いしたいと思っております。
これは要望であります。

次に、ケーブルテレビ放送についてお尋ねいた
します。

ケーブルテレビ放送は、光ファイバー網による
加入者系ネットワークの構築が進み、地域におけ
る総合的な情報通信基盤として根づいてきており
ます。

総務省によりますと、平成十二年度末における
自主放送を行うケーブルテレビの全国の加入世帯
数は二千四百八十八万世帯で、対前年比一〇・六%の
増加となっております。また、施設
数及び事業者数は、それぞれ九百四十六施設、六
百四十六事業者となっております。

私の地元でも、九社のケーブルテレビ事業者が
合計五万六千五百三十世帯の加入を得て、放送デ
ジタル化への対応や、インターネットなどの新し
い通信サービスの展開、新たな広域サービスの創
造など、地域の情報インフラの担い手として期待
されているところであります。

そこで、本法案によって、これからのケーブル
テレビ事業の発展にどのような効果が生じてくる
と考えられるのか、総務省にお伺いいたします。

○景山大臣政務官 先生のおっしゃいますよう
に、ケーブルテレビ放送は、放送サービスのみな
らず通信サービスを合わせて提供いたしますして、
地域におきましては、総合的な情報通信基盤とし
て非常に大きな役割を果たしておるのは、先生の
おっしゃるとおりでございます。

現在、先生がおっしゃいますように、自主放送
を行うケーブルテレビの加入世帯は一千四十八万
世帯、普及率二二・一%であります。それから、
インターネット接続サービスを提供しますケーブ
ルテレビ事業者数は全国で二百一社、ケーブ
ルインターネットサービス利用者数が七十八万四千
人というふうな数字が出ております。

こうしたケーブルテレビのネットワーク整備に
当たりまして、みずから設備を整備する以外に、
NTT東西等の電気通信事業者の電気通信サービ
スの提供を受けて整備することを可能とするもの
でありまして、そのネットワーク設備に当たりま

して、事業者の選択肢をふやすとともに、施設の
設置のための初期に行います投資部門につきまし
ての負担の軽減につながっていくと期待をされて
おるところであります。

それから、登録制の導入等の規制緩和措置とあ
わせまして、より広い地域でのサービスの提供と
非常に多彩な番組の提供を容易にいたしました
と、国民視聴者にとりていろいろな番組が見られ
るということが期待されるわけであります。

この平成八年から十二年度の四年間で、先ほ
ど数字は申し上げましたけれども、五百万世帯から
一千四十八万世帯へとケーブルテレビの加入世帯
数は倍増いたしておりますのでございます。

○黄川田委員 今後の方向といたしまして、地方
にあっても広域共同サービスの体制の整備が求め
られておるわけでありますので、特段の配慮をよ
ろしくお願いしたいと思っております。

先ほど外資規制についてお話がありましたけれ
ども、私からも一つ伺いたします。

外資規制を撤廃することによって、視聴者から
見た放送は今後どのように変化すると考えられま
すでしょうか。また、完全撤廃は国民の利益に反
することにならないか。あわせて総務省の御見解
をお伺いいたします。

○鶴倉政府参考人 先ほどちょっと申し上げま
したけれども、外国の番組が放送しやすくなるとい
うことで、例えばディズニーみたいなところが出
てくるかもしれないということで、より多彩な番
組が放送されるのではないかな、そういった外国
の良質なコンテンツと、それから我が国のコンテ
ンツが一層切磋琢磨する状況が生まれるというこ
とで、CS放送の質が向上することを期待してい
るところでございます。一般的に申し上げま
すと、視聴者からすると、番組の選択の幅が広がる
のかなというふうに考えております。

それから、完全撤廃による国民への影響という
ことでございすけれども、先ほど申しました
ように、このCS放送は、地上波のように国民に
広く視聴されている基幹メディアではございませ

んし、それから、放送をしたいという需要に対して、中継器もその需要にこたえられるというようなものでございまして、御心配の点はないのではないかなというふうに思っております。繰り返になりますけれども、いろいろな外国の方々のコンテンツも幅広く参入ができるような制度になつて、かえつて逆に幅が広がるという、メリットの方が大きいのではないかなというふうに思っております。

○黄川田委員 有力なコンテンツを保有する外国企業の参入ということで、番組内容の充実が見込まれるという話であります。私も、CSデジタル放送市場の活性化になることを期待するものであります。

それでは、時間でありまして、最後の質問に移りたいと思ひます。

放送関連の法律には放送法、電波法、有線テレビジョン放送法などがありまして、地上放送、衛星放送、ケーブルテレビ放送など、さまざまな形態で放送サービスが行われております。今後、新しい技術がますます発展し、通信と放送の融合が進む中で、それに合わせて多くの法律の制定あるいは改定がなされ、今でも複雑な法体系がますますわかりにくいものになるのではないかと懸念を私は持っております。

私は法律の専門家ではありませんが、最近、本法案のように、新しい技術の変化や新しい社会の出来事に対して、後追いの立法措置が多いように私には見受けられるのであります。この側面はある程度やむを得ないことと思ひますけれども、国は将来の技術変化や社会変化をしっかり見定め、あるべき方向に国民を導く立法措置が重要と考えております。

このような観点を踏まえまして、私も立法院の一員として前向きに取り組んでいかなければなりませんけれども、今回、新しい制度をつくる意義を、最後に総務大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○片山国務大臣 いろいろ御議論をいただきましたが、今回の法案が、今その状況が大変進んでおります通信と放送の融合問題について初めて体系的、制度的な取り組みを行うものでございまして、伝送路における通信と放送の融合を促進するための基本的な枠組みをつくつたものだと思ひ理解しております。

これを出発点として、状況はさらに変化し、進んでまいらると思ひますから、先ほども申し上げましたが、通信のあり方、放送のあり方、その融合の進み具合についてしっかりと、それこそ基本的、体系的な法整備についても検討してまいりたい、それによってIT革命をさらに加速させたい、こういうふうにご考えております。

○黄川田委員 時間でありまして、これで終わります。

○渡海委員長代理 次に、春名真章君。

○春名委員 日本共産党の春名真章でございます。

法案審議に入る前に、一点お聞きしておきたいことがございまして。現在、電力線搬送通信設備に使用する周波数帯を拡大できないかどうかという検討がされております。要するに、電力線をインターネット配信に利用することができないかどうかということでもあります。これは規制改革三カ年計画の中での提案でもあります。

現在、電力線は十キロヘルツから四百五十キロヘルツ以下の周波数帯を使用しておりますけれども、スピードアップのために、もっと上の周波数帯、二メガヘルツから三十メガヘルツの短波帯を使えるかどうかを検討するということになっていて聞いております。

ところで、その周波数帯には、約百万局のアマチュア無線、短波放送、船舶無線などが含まれております。私のところにも、アマチュア無線家の方々から、こんなことをしたらアマチュア無線ができなくなるんじゃないかという不安の声が寄せられております。実態はどうなっていますか。

○小坂副大臣 春名委員のところにも多くの御意見が寄せられているようでございますが、私も、アマチュア無線を以前やっていた経緯から、連盟の会員の方々から大量のメールをいただいたりしております。それぞれにお返事を書いているところでございます。

電力搬送通信は、今まで、軽微な、屋内インターホンで、配線をしないで、差し込みで差し込めば二階と一階でも通信ができるような、そういうものに利用された経緯がありますけれども、使用する周波数帯を、御指摘のように二メガヘルツから三十メガヘルツに拡大して、電力線の搬送通信を高度化するという動きがあるわけでございまして。これが実現しますと、既存の家庭内の電力線を用いてインターネットを容易に行うことが可能といえます。また、インターネットの利用について多くの選択肢が用意されることになりまして、国民の利益につながる認識をいたしております。この研究については促進をしているところでございます。

他方、御指摘の、アマチュア無線家からの、電力線からの漏えい電波がアマチュア無線の受信に妨害を与える、あるいはほかの通信に対しても妨害を与えるのではないかと懸念が寄せられております。総務省といたしましては、アマチュア無線のみならず、その周波数帯を使用している、今おっしゃった船舶通信とか短波放送受信など、既存の無線通信に妨害を与えないことがあくまでも前提であるという認識に立って研究を進めております。

このため、総務省では、e-Japan重点計画に示すように、最初に放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その調査結果などをもとにしてその帯域の利用可能性についての検証をして、利用が可能であることが確認できた段階で必要に応じて技術基準の改正等に向けて取り組んでいく、こういうステップを踏むようにいたしております。

現在、電波産業会におきまして、アマチュア無線製造機器メーカー、まさにこのアマチュア無線の利用実態について一番詳しいメーカーの方、それから妨害を受ける側の立場として日本放送協会などが参加して、その技術的な検討を行っております。厳密、厳正な影響調査に基づいた検討を行うことができると考えているところでございます。

総務省では、既存の無線通信への影響に十分配慮した上で、電力線搬送通信の高度化について取り組んでいく所存でございます。

（渡海委員長代理退席、委員長着席）

○春名委員 先ほど副大臣は、妨害を与えないことが前提であるということをおっしゃったんですが、妨害を与えるということになりますと、もしなった場合には実施しないということではないかどうかの確認と、その妨害の影響が出る内容なんですか、小坂副大臣のところの方がたくさん行っていると思うんですが、九八年の規制緩和と要求では、例えば、アメリカでは、漏えい電波の電界強度が三十メートル法で三十マイクロボルト・パー・メートル以下の程度までは許容されているという表現が出てきて、規制緩和の中身としてそういう要望が、アメリカの程度にこういうのがあつたら、アメリカはこうなっているんだということになっている。

しかし、日本とアメリカは条件がまるで違う。電力線が地中でなく空中にある、家屋の多くが木造で遮へい効果がない、それから、狭い国土に百万局ものアマチュア無線の局が密集している。アメリカと条件がまるで違うわけなので、アメリカの基準をそのまま横滑りさせて、そこから影響がないというような話になると、それは話が違ひますよ、こういう懸念もあるわけですね。

その二点、影響が出るということがもしわかれば実施をしない、そして、その影響の中身が、アメリカの基準なんかを影響の基準にするということではない、そのあたりを明確にしておいた方がいいんじゃないでしょうか。

○小坂副大臣 その点につきましては、米国と日本の国情の違いも勘案に入れまして検討してまいりたいと思いますが、しかし、同時に、アマチュア無線の利用者におきましても、アマチュア無線を発信しますと、家庭のいろいろな受信機、テレビとかラジオに電波障害を起こす場合もあるわけですね。そういう場合に、個別に対策をちゃんととって、そして、理解を得てアマチュア無線の局を開設するようなことをやっております。

それと同じように、この電力線搬送通信が実現をいたしましたときに、もし個別の障害が起こるようであれば、それを除外するにはどのような対策があるのか、それによる実施のメリットとその対策とのバランスというものを考えながら、具体的な技術基準というものを設定していくことが必要だ、このように思っているところでございます。

例えば、今のインターネットのDSL通信のように、音声通話と同じ回線を利用しておりまして、従来であります障害が起こったんですが、これを、同じ回線を使っても障害が起きないようなDSL方式を日本流に開発して実施に踏み切ったところでございます。

このような技術的な検討をさらに進めて、今のお説のように、障害が起こらないような最大限の努力をしてまいりたい、また、そのような事故が起これば、それは直ちに対策をとって、お互いに通信の可能な状況というものをつくり出していく、このように対策をとってまいりたいと思っております。

○春名委員 改めて、影響がそういうことでもし出るといような結論になれば、検討し直しということも含めて確認しておきたいと思っております、よろしく。

それでは、本法案の質疑にいきいたいと思っております。本法案は、免許制から登録制にする、それから外資規制の撤廃、CSデジタル放送の規制緩和をそういう形で進めて、早い話が、事業者の参入を

容易にするというところに大きな目的があると思っております。

最初に、局長で結構ですので、外資規制の撤廃についてなんですが、そもそも、放送に外資規制があるのとはどういう趣旨かということが一点と、先ほどの答弁でもありましたが、この法案でCS放送についてはどうなるのかということ、この点、まとめてお答えください。

○鍋倉政府参考人 放送局、放送をする無線局でございまして、一般には外資規制がござい

ます。その理由は、電波は、御承知のとおり、国際的な周波数分配によって各国に割り当てられているものでございまして、言ってみれば、有限希少な電波ということでございます。そういったことから、この有限希少な電波の利用というのは、自国民の利益を優先して図ることが必要であるという

のが一つでございます。それからもう一つは、放送局は、言論報道機関として、その社会的影響力が非常に大きいということから、一般の無線局以上に、より厳格に制限する必要があるということで、外資規制が設けられているということでございます。

それから、CSの外資規制、今回の法律でございますが、今回の法律の制度によるCS放送については外資規制はございせん。それから、従来のCS放送につきましては、放送法の受委託制度によるCS放送でございますけれども、それは外資規制が存在をします。

○春名委員 続いて、もう一回確認の意味で、先ほどもお話が出たんですが、東経百十度衛星はCSですけれども、この適用は受けないのか、外資規制はどうなるのか。

○鍋倉政府参考人 先ほども御答弁いたしましたけれども、東経百十度CS放送につきましては、利用可能な周波数に比べて今後とも多数の参入希望者が予想されるということと、それから、BSと同じように非常に社会的影響力も大きいと予想される放送であるということで、今回、この法律

の適用除外にしております。ということ、外資規制がかかるということでございます。

○春名委員 それは法律上ではなくて、政令の世界ですか。ちょっと確認しておきます。

○鍋倉政府参考人 私どもで周波数割り当て計画というのがございまして、これは電波法に規定する周波数割り当て計画、告示でございます。

この周波数割り当て計画の中に、電気通信役務利用放送に使用することが可能とされる周波数を用いたものが本法の適用対象となるというふう

に、要するに、そこに規定をするということでございます。

○春名委員 今、御説明の中で、多数の参入が見込まれるということが大きな理由として言われています。では、逆に聞きますけれども、百十度以外のCSには余り参入が見込めない、だから、外資規制を外すんだ、こういうことになるかと思うんですが、そういうことですか。

○鍋倉政府参考人 CS百十度に比べまして、それ以外のCSは中継器の数も多うございまして、参入が少ないということではなくて、多くの参入が見込まれておりますけれども、現在、既に百十七社あるわけでございますが、もっと多くの方々が参入をしても十分賄えるだけの中継器があるということでございます。

○春名委員 そうすると、もう一回、逆の聞き方で申しわけないんですが、中継器があつて余裕があるということなんですが、多数の参入がこれからあつて、視聴者もふえてくれば、外資規制の撤廃もまた見直すということになるんですか。

○鍋倉政府参考人 ちょっと誤解があつたのかも

しれませんけれども、CS百十度の場合には、非常に限られた中継器しかないというのが大前提でございます。それともう一つは、先ほど申しましたように、CS百十度の場合は、BSと同じ位置にございまして、影響力も非常に大きいだろうという、一つの観点からでございます。

○春名委員 私が想像するに、この外資規制を外すことによって、CSチャンネルに競争が起こるほどの参入が広がるのかというのが非常に疑問でありまして、それはどういう見通しを持っておられるのか、それを聞きたいと思っております。

○鍋倉政府参考人 今よりも参入が容易になりますので、私どもは、多くの方々が参入をしていただけることを期待をしているということでございます。

○春名委員 しかし、今、CS放送事業者、百十八社ですが、百十七かと思つていたけれども、さっきの答弁では百十八になつていたようです。百十八社のうち既に十八社は外資が入っているのです。つまり、外資規制よりも基準が低いレベルで外資が入っているのです。その中には、欧米の有力コンテンツを持った、保有企業が既に出資をしているわけでしょう。

それで、これからそういう外資規制を完全撤廃することによって、これからどんどん競争が始まるような、そういう参入が本当に広がっていくというのが私はどうもイメージできない。既に十三社は外資が入っているのに、そして有力コンテンツを持っている企業が出資しているのに、あえてまた緩和をするという意味合いがどうも私にはよく見えないのですが、その点はどうでしょう。

○鍋倉政府参考人 先生御承知のとおり、今のCSですと外資規制がございまして、その範囲の中で十数社入ってきているということでござい

ますが、今後、その撤廃があれば、もっとより多くの有力コンテンツの方が入ってくるのではないかと、このことを私どもは期待しているということでございます。

○春名委員 本当に良質のコンテンツの競い合いになるのかということが、私はなかなか見えないわけなんです。今回の改正でそういう外資規制の撤廃をすれば何とかなるだろうと、安易とは言いませんけれども、小手先といえますか、そういうニュアンスしか私には伝わってこないわけなんです。

す

んですよ。

そういうことをやった上での話で、すぐ公的に
ということとは、これからの時代にはいかな、
こう思いますが、御趣旨は御趣旨として承って
きます。

○春名委員 せっかく小坂副大臣がいいことを
言ったのに、何か打ち消すようなことを言われた
ので、一言言わないと、終われなくなっちゃった
じゃないですか。

要するに、何でもかんでも公共的に手を差し伸
べたらええということ言っているんじゃないとい
って、今、私は限定的に議論をしたんですよ。
あえて皆さんがおつくりになったこの報告書の中
でも、多チャンネル時代の発展方向として大事な
方向だ、社会参加を進める大きな手だてになる
という提案がされているわけなんです、そこにしっ
かりと、それをばうんとすぐ放るんじゃないくて、
は、この角度からどういいうことができるのかを研
究しようというところを言っているのだからであ
って、ですから、今の前段の部分はちょっとやめて
おいていただいて、ぜひ研究してほしい。

大臣、あります。そういうことをお願いして
おきたいと思えます。これで終わりにしますか
ら。

○小坂副大臣 今、大臣の答弁は決して矛盾して
いることを言っているわけではなくて、やはり放
送の原則は、民間に努力をしていただいて、民間
が意欲を持って取り組んでいただいて、幅広い放
送というものを確保すること。しかし同時に、民
間事業者の皆さんが、やはり高齢者そして障害者
に対する優しい心を持って、自分たちの事業の範
囲内においても、先ほど申し上げたような話速変
換とか、あるいは障害者のための字幕の提供をす
るとか、そういったいろいろな放送をまぜて、そ
して、幅広い視聴者を取り込む努力もやはりして
いただかなければいけない。

そういう面において、私どももできることがあ
ると思えますので、委員の御指摘もありますの
で、また頑張っていきたい、このように考えてお

ります。

○春名委員 以上で終わります。

○御法川委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。

今、民間の意欲が大切だ、大事だ、重要だとい
うお話でございましたが、ある意味では、民間の
意欲をかき立てるような今回の法案ではなからう
かと思っております。とりわけ、CATV分野で
は、これまでは事業者は自前でケーブルを引い
て、放送事業を展開していくということだったん
ですが、今回の法案によりまして、電気通信事業
者の設備を利用して放送事業を行うことができる
ということでございます。規制の緩和により、初
期投資がこれによって随分少なくなる、小さな事
業者も参入でき、事業展開が容易になったという
ことでございましょうが、このことによって、放
送の多様化につながっていくという思いを強く
いたしております。

そういった中で、CATVの分野で、とりわけ
この中の再送信制度、いわゆる再送信義務です
ね、このことについて、ちょっと私、お尋ねをし
たいのでございます。

有線テレビジョン放送法では、CATV事業者
に対し、総務大臣が指定した受信障害発生区域
内、いわゆる難視聴地域ですね、ここについて
は、地元で放送されるすべてのテレビジョン放送
を同時再送信する義務を課している、いわゆる再
送信義務制度というものがあろうんですが、この趣
旨は、CATVはテレビ放送のいわゆる難視聴地
域での受信障害解消の有力な手段である。再送信
を中心として、補完的なメディアとしてこのCAT
Vが誕生した、存在があるということだと思
うんですが、そういった意味から、この再送信の義
務は、受信障害地域における受信者の保護を図る
ため、こういうふうには私は受け取っているわけ
でございます。

そこで、今回の新制度では、法案では、この再
送信義務が外された、いわゆる緩和されたという
ことでございますが、その理由について、まず説

明にしたいと思うんです。

○小坂副大臣 委員の御指摘のように、有線テレ
ビジョン放送法の第十三条第一項におきまして、
義務再送信制度というものが規定をされておりま
す。

これは、テレビジョン放送について受信の障害
がある、相当範囲にわたって発生しているような
地域、または発生するおそれがあるような場合
に、地域独占的な設備の設置について許可を受け
ている有線テレビ放送事業者に対して、その事業
者の地域における影響力というものに着目をして
しまして、テレビジョン放送の再送信を行うこと
を義務づけている、こういう制度でございます。

一方、今回の法律における電気通信設備利用放
送事業者というものは、みずから設備を設置しな
いために、複数の放送事業者の参入が同一地域に
おいても想定されることから、地域独占性がある
とは必ずしも言えないのではないか、こういった
観点から、義務再送信規制というものは課さな
い、このように考えたところでございます。

○横光委員 そのことによつて、CATV事業者
については、これから、現行法の再送信義務を
負っている、いわゆるこれまでの許可事業者、そ
してまた、これから新制度が始まります再送信義
務を負わない登録事業者、これが併存することに
なるわけでございます。しかしながら、既存の事
業者も含めて、これからCATV事業を行おうと
する事業者、この両者を自由に選択できるわけ
ですね。そうなりますと、多数の事業者が規制の緩
い登録事業者にシフトをするんじゃないかという
思いを持っておるんですが、総務省の見通しは、
どのようにお考えなんですか。

○鋼倉政府参考人 CATVで、今後、自分で有
線テレビジョン放送施設を設置して放送を行
うか、あるいは電気通信事業者から設備を借りま
して利用して放送を行うかは、基本的には事業者
みずからの経営判断でございしますが、一概に、ど
ちらが有利不利というのは、私ども、言えないん
じゃないかなというふうに思っております。

みずから設備を設置した方がよい場合と、電気
通信事業者から設備を借りた方が有利な場合と、
両方あるのではないかな、それはサービスの内容
ですとか提供地域の事情によっていろいろ異なり
ますので、一概にどちらかを論ずることはできな
いんじゃないかなというふうに思っております。

○横光委員 一概に言えないなんて言っても、で
は、何でこんな法案をつくるんですか。こういう
ふうに参加しやすい、許可が登録になるというよ
うな、いわゆる参入しやすいような法案なん
でしょう。これをつくったからといって、一概に利
用することはわからないなんて、それはちょっと
あれじゃないですか。やはりそういった人たちの
ためにこの法案が出たわけでしょう。それを、結
果は一概にはどうなるかわからないという。規制
緩和によって、今、言われたように、独占的なも
のを排除するためにどんどん参入してほしいとい
う法案の趣旨と今の答弁は違うんじゃないです
か。やはりそういった流れになるだろうというふ
うに思っていないんですか。

○鋼倉政府参考人 ちょっと言葉が足りなかつた
のかもしれないが、みずから設備を設置して許
可を受けて事業を行う従来のCATV事業者もあ
りますのでしうし、それから、規制緩和になりま
して、回線を利用してやることもできるようにな
るといふことで、選択の幅が広がるということ
でございます。そういう趣旨を申し上げました。

○横光委員 いや、ですから、そういう状況にな
りますと、登録制度でこれから事業を展開しよ
うとする事業者が恐らくふえてくるだろうと私は予
測しているわけですよ。そうなりますと、受信障
害地域、難視聴地域ですね、ここではこの登録事
業者が新制度によってサービスを開始することは
もちろんできるわけですよ。それはそれでしょ
う。

そうなりますと、私がちょっと懸念するのは、
いわゆる登録事業者には再送信義務がない。そう
すると、難視聴地域では、もしこれまでの許可事
業者と違って登録事業者が中心になってくると、

いわゆる受信者の利益というものが損なわれる可能性をちょっと心配しているんですが、そういうことはあり得ないんでしょうか。

○**鍋倉政府参考人** そもそもCATVの発祥がその地域の難視聴解消ということから始まったというの、先生も御承知のとおりでございます。仮に、受信障害発生地域において登録事業者がいる事業を行う場合に、その基本になりますその地域のテレビの再送信というものを行わないというの、やはりその地域における視聴者のニーズを踏まえますと、余り考えられないのではないかなというふうに基本的に考えております。

○**横光委員** わかりました。そういった懸念はない、私の杞憂であるということでございます。ぜひそうやってほしいと思います。

そうしますと、この義務再送信制度というのは、大臣がそういった地域を指定することによってなっているんですが、指定したことはあるんですか。

○**鍋倉政府参考人** 実際には、その地域のCATV事業者が再送信をやっておりますし、実害もございませんので、今まで例がございません。

○**横光委員** 必ずそのCATVの事業者が再送信をやっているということでございますので、これはもう義務再送信制度なんて、正直言って必要ないんじゃないか。そういう指定もしていないというお答えでございますし、むしろ、こういったものは必要ないんだ、そういう制度がなくなつて十分再送信をやっているんだという今のお答えでございますので、むしろ、必要ないんじゃないかという気がするわけでございます。

それはそれとして、次に、アメリカにおける地上デジタル放送の再送信についてちょっとお聞きしたいんです。

私たちの国でも、二〇〇三年から大都市を初めて地上波デジタルがスタートするわけでございます。アメリカではもう一九九八年から地上デジタル放送が開始されております。しかも、二〇〇二年、来年までには、全商業放送局、いわゆる

コマーシャルベースに乗った放送局ではデジタル局を開設する、つまり、デジタル送信を始めるようにという、二〇〇二年までにそういった期限を定めているわけですね。さらに、二〇〇六年末にはアナログ波を停波する、こういうスケジュールになっております。

そこで、アメリカのデジタル放送のキャパシティ、これが約一億世帯ある中で六〇％、これは二〇〇四年四月の報告ですので、今はもうちょっと多いかもしれません、六〇％以上のデジタル放送のキャパシティの状況だと聞いております。それで、地上デジタル放送の現在のアメリカの普及状況なんですが、CATVを通じての視聴状況、デジタルの普及状況の中で、その中でCATVを通じてデジタルを視聴しているような状況というのはどれぐらいあるかわかりますか。

○**鍋倉政府参考人** デジタル化されたCATVの加入世帯というのは、本年三月末現在で約一千万世帯でございますが、このうち地上デジタル放送をCATVを通じて視聴している世帯というのが公表されておられないので、先生のお答え、私ども、ちょっと把握していません。

○**横光委員** CATVで一応デジタルは見られるけれども、結局、デジ・アナ変換をしていないで、要するに、デジタルの放送のメリットを享受することができていないという現状だということを、私、調べてみたらアメリカではそういう状況を、私、調べてみたらアメリカではそういう状況を、先ほど申しましたスケジュールがあるだけに、予定どおりデジタル放送を普及させるために、CATV事業者に対して、デジタルで再送信を義務づけるいわゆるマスター・キャリールール、これを検討していると言われております。この動向をちょっとと説明いただきたいんです。

○**鍋倉政府参考人** 御承知のとおり、アメリカでは、ケーブルテレビは七〇％の世帯普及率ということで普及しているわけございまして、従来からマスター・キャリールールが定められております。

現在、先生のお尋ねのデジタル放送についてのルールでございまして、地上放送事業者の主張としましては、当然、地上デジタル放送の普及促進の観点から、デジタル放送への移行期において、ケーブルテレビ事業者がアナログ放送とデジタル放送の両方の再送信を義務づけることを求めている。一方、ケーブルテレビ事業者は、同じ内容の番組を二チャンネル再放送することを義務づけられることについて反対をしております。二〇〇一年、ことしの一月でございまして、FCCは、ケーブルテレビ事業者側の主張を受け入れまして、デジタル放送、アナログ放送の両方を再送信する義務はないという見解を示したものである。ふうに私ども、承知をいたしております。

○**横光委員** 今、説明があったように、アメリカでは本当に七〇％のケーブルテレビのシェア、しかも、そのかなりの部分がデジ・アナ変換している、要するに、デジタルの恩恵を享受しておられぬ、そういった中でマスター・キャリールールというものを政府が検討しているということなんでしょ。うが、今お話がございましたように、事業者から見ますと、これは大変な設備投資がかかる、あるいは七〇％というCATVのシェアの力、こういったものからして、非常に容易には進展しない問題ではなからうかと思うんです。

例えば、日本の場合はどうかといいますと、昨年十二月、BSデジタル放送が開始されました。この普及率がことしの四月の時点で百八十万世帯と聞いております。当初の目的からすると、余り進んでいないんじゃないかという気がするんですが、このBSデジタル放送の普及の状況が、要するに、デジタルテレビの出荷台数が二十万台、あるいはチューナーの出荷台数が四十万台、そうすると、残りの大体百万世帯ぐらいがケーブルテレビを通じての視聴者数ということになるんじゃないか。

○**鍋倉政府参考人** おっしゃるとおり、ケーブルテレビを経由しているものが百二十万でございまして、

○**横光委員** CATVの普及率、これはどれぐらいあるんでしょうか。

○**鍋倉政府参考人** 十二年度末での調査でございまして、加入世帯数が千四十八万世帯、普及率二二％でございます。

○**横光委員** 自主番組を流さずに他局の送信だけを行っている局を含めると、もっと多いんじゃないんですか。

○**鍋倉政府参考人** おっしゃるとおりでございます。許可施設で見ている者、それを含めると、五百一以上の許可施設で千二百六十三万五千五百二十九世帯という数字になっておりますし、それ以外のもっと小さなものも含めると、一千八百万ぐらいになります。

○**横光委員** かなりのCATVの普及だと私は思うんです。

では、CATV事業者のデジタル化率、これはわかりますか。

○**鍋倉政府参考人** デジタル化をして、今のBSデジタル放送をデジタル方式によって再送信している事業者の数は百二でございますが、加入世帯からいいますと、五百五十万世帯に達しております。母数を先ほどの千四十八万ということとしますと、五二％がデジタル化をしているということでございます。

○**横光委員** そんなにデジタル化しておるんですか。自主放送をする事業者が今六百八十六あると聞いておりますが、ということは、半分、三百以上の、三百四十ぐらいの事業者がもうデジタルで放送できるようになっているんですか。

○**鍋倉政府参考人** 事業者の数は百二でございますが、大規模なものがデジタル化しておりますので、世帯数からいくと、五百五十万世帯ということになります。

○**横光委員** それでもまだ半分近くはデジ・アナという形で、日本でも、CATVでは放送していると思うんです。

となりますと、先ほど言いましたように、BSデジタル放送をデジ・アナ変換して見ているとい

うことになり、やはり将来的には、我が国においても、このCATV事業者のデジタル化のおくれがBSデジタル放送の普及の足かせになるんじゃないかという気がしておりますが、そのところはどのようにお考えでしょうか。

○鶴倉政府参考人 私どもは、今申し上げましたように、五〇%以上がデジタル化を既にやっているということで、ケーブルテレビ事業者は、BSデジタル放送の開始時から着実にデジタル化に、大きいところからでございますが、取り組んでおられるんじゃないかなというふうに思っております。

○横光委員 このデジタル化には、先ほどからお話がございますように、いろいろな経費、設備投資がかかるわけですから、そのために国がいろいろな支援措置に取り組んでいるのはよくわかるんですね。

しかし、これから地上波を含めてBSのデジタル化という大きな流れの中で、私は、先ほどのCATVのシェアを見ると、CATVのデジタル化のおくれがあると、非常に日本全体のデジタル化の足かせになるという気がいたしております。

日本でもアメリカのようにマストキャリールというものを検討していることはあるんじゃないか。

○小坂副大臣 このCATVのデジタル化、すなわち、今二つのことが同時に議論されておりますが、CATVを通してデジタル放送をアナログに変換して流している部分と、CATVそのものがデジタル対応に変えてデジタルで流すという方式と、二つ議論されているわけでございます。いずれにいたしましても、デジタル化にはやはり投資が必要でございますし、デジタル放送を流すためにデジタル化して、同時にまた、アナログ放送も受信して同じように流さなきゃならないということになりますと、投資面でも大変な負担になってまいります。

そういう意味から、今回は、そういった義務づけによってCATV事業者が、過大と言っては

言い過ぎかもしれませんが、過重な負担を受けるよりも、むしろいろいろな、N・T・Tのグループファイバーを使ったり、いろいろな回路、回線を使っている、このCATV事業に多くの事業者が参入して、多様な自主番組の制作とか、あるいは多様な事業者の進出ということが期待されるところでございます。

そういった意味で、また、デジタル化対応にいたしまして、デジタル放送を流しても、受信機が今度はデジタル対応になっていなければ双方向のメリットはないわけでございますので、受信機の普及、デジタル放送の、地上波放送の普及状況、それからBSデジタルの受信状況、こういったものを見ながらやはり判断すべき問題だと思っております。検討は常にいたしたいと思っておりますが、今その方向にあるということではないということでございます。

○横光委員 いずれにしても、今大変な、CATVのシェアが大きいということを聞きましたし、これからのデジタル放送の普及のためにはこのCATVのデジタル促進というのが欠かせない、非常に大きな力を持っているのではなかろうかということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○御法川委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党を代表して、内閣提出の電気通信役務利用放送法案に対して反対の討論を行います。

技術進歩によって可能となった多チャンネル放送の意義について、九六年十二月の多チャンネル懇談会報告書は、従来の総合放送では十分な量の情報を確保することが困難であった障害者、外国人等への情報提供を目的とする放送が可能とな

り、これらの人々の放送への需要を満たすことでより積極的な社会参加の機会に貢献すると、社会の民主主義的発展への放送の新たな貢献を挙げていました。

そうした取り組みが極めて不十分なことが我が党の質問で明らかになりましたが、その本格的な追求なしに、商業主義的な方向での自由化を強めることは、もうかる番組への資本の集中を加速させ、多チャンネル懇談会が指摘したような多様な番組を進展させることに逆行することは明らかです。こうした流れの中で、安易に外資の解禁を図ることとは、この方向を強めるだけでありまして。

最後に、通信と放送の融合に伴って、放送の制度改革を言うのであれば、まず、政府が直接、放送局を規制するという、世界の主要国に例を見ない放送法制の見直しをまず最初に行うべきであるということをお願い添えて、反対討論を終わります。

○御法川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○御法川委員長 これより採決に入ります。電気通信役務利用放送法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○御法川委員長 次に、内閣提出、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○片山国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

独立行政法人及び特殊法人の情報の公開に關しましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律において、政府は、平成十一年五月の同法の公布後二年を目途に法制上の措置を講ずるものとされたところであります。

このため、行政改革推進本部の下に置かれた特殊法人情報公開検討委員会において、独立行政法人及び特殊法人のみならず認可法人も視野に入れて専門的かつ広範な調査審議を重ねていただき、その結果、昨年七月に、内閣総理大臣に対し、特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見が提出されたところであります。これを受けて、政府は、同意見に沿って、このたび、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案を取りまとめ、御提案することとなったものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、民主主義の理念のとり、法人文書の開示を請求することができる権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的としております。

この法律案の要点は、第一に、対象となる独立行政法人等を、行政機関と同様にその諸活動について国民に対する説明責務を有する独立行政法人、特殊法人及び認可法人とすることとするものであります。いかなる法人が対象法人となるかについては、当該法人の設立の根拠となる法律の趣旨から判断することとし、独立行政法人は六十法人すべてを対象とし、特殊法人及び認可法人は、大臣等が理事長等を任命する法人または政府が出資できる法人等、それぞれ六十一法人、二十四法人を対象としております。

第二に、何人も、独立行政法人等に対し、法人文書の開示を請求することができるものとするとともに、開示請求があったときは、独立行政法人等は、不開示情報に記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならないこととするものであります。不開示情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律において定める不開示情報と基本的に同様とし、各類型ごとに、その範囲を明確かつ合理的に定めております。

第三に、独立行政法人等は、その組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等を記録した文書等を作成し、適時に、かつ、国民に利用しやすい方法により提供することとするものであります。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。
○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十一分散会

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 法人文書の開示(第三条―第十七条)

第三章 異議申立て等

第一節 諮問等(第十八条―第二十条)

第二節 訴訟の管轄の特例等(第二十一条)

第四章 情報提供(第二十二条)

第五章 補則(第二十三条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ)であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

三 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

第二章 法人文書の開示

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項

2 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 一個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他

の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができ。

（法人文書の存在に関する情報）
第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）
第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し法令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人

文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）
第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）
第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由
二 残りの法人文書について開示決定等をする期限
（事案の移送）
第十二条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送を受けた独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が、第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（行政機関の長への事案の移送）
第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）以下「行政機関情報公開法」という。）第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると認めるとき
二 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき
三 開示請求に係る法人文書が行政機関（行政

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第二十条 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第二節 訴訟の管轄の特例等

第二十一条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第四章 情報提供

第二十二条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するとする。

る。

一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第五章 補則

(法人文書の管理)

第二十三条 独立行政法人等は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第三十七条第二項の規定に基づく政令の規定を参酌して法人文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならぬ。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十四条 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十五条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の公布の日いずれか遅い日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、行政機関情報公開法附則第二条の検討の状況を踏まえ、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

第五条第一号ハ中「公務員」を「公務員等」に、「及び地方公務員法」を「(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第 号)以下「独立行政法人等情報公開法」という。以下「独立行政法人等情報公開法」という。第一条第一項に規定する独立行政法人等という。以下同じ。の役員及び職員並びに地方公務員法)に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第二号中「国」の下に、「独立行政法人等」を加え、同条第六号中「機関の下に」、「独立行政法人等」を加え、同号ロ中「国」の下に、「独立行政法人等」を加え、同号ホ中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人等への事業の移送)

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事業を移送することができる。この場合において、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事業を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事業が移送されたときは、当該事業については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書とあるのは「法人文書」と、」により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 第一項の規定により事業が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第十三条第一項中「国」の下に、「独立行政法人等」を加える。

る。

第二十一条中「第十八条」の下に「及び独立行政法人等情報公開法第十八条第二項」を加える。

第二十二條第二項中「九人」を「十二人」に改め、同条第二項中「三人」を「四人」に改める。

第二十七條第一項中「諮問庁」の下に「(第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長及び独立行政法人等情報公開法第十八条第二項の規定により情報公開審査会に諮問をした独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)」を、「開示決定等」の下に「(独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を含む。第三項において同じ。)」を、「行政文書」の下に「又は法人文書」を加える。

第二十七條第三項及び第三十條中「行政文書」の下に「又は法人文書」を加える。

第三十八條第一項中「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

第四十二條を削り、第四十三條を第四十二條とし、第四十四條を第四十三條とする。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 前条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五條、第十二條の二及び第十三條第一項の規定は、前条の規定の施行後にされた開示請求(同法第四條第一項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。))について適用し、前条の規定の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

(刑事訴訟法の一部改正)

第五條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の二中「(平成十一年法律第四十二号)」の下に「及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第

号)」を加える。

(著作権法の一部改正)

第六條 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第三項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第

号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。))の第二條第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))に提供した場合(独立行政法人等情報公開法第九條第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。)) 独立行政法人等情報公開法の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

第十八條第四項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同項第四号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同項第五号とし、同項第三号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同項第四号とし、同項第二号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同項第五号に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 独立行政法人等情報公開法第五條の規定により独立行政法人等が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七條の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

第十九條第四項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開

法」に改め、「(の長」の下に「、独立行政法人等」を加え、同項第二号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法第六條第二項の規定、独立行政法人等情報公開法」に、「同項」を「行政機関情報公開法第六條第三項」に改め、「(の長」の下に「、独立行政法人等」を加える。

第四十二條の二の見出し中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同条中の「の長」の下に「、独立行政法人等」を加え、「情報公開法」又は「を」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は」に、「場合には、情報公開法」を「場合には、それぞれ行政機関情報公開法に改め、「以下この条において同じ。)」を削り、「方法又はを」を「方法、独立行政法人等情報公開法第十五條第一項に規定する方法(同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法(行政機関情報公開法第十四條第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。))を含む。))又はは」に、「(情報公開法第十四條第一項)を」を「(行政機関情報公開法第十四條第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。))に改める。

第七十八條第七項中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改める。

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 前条の規定による改正後の著作権法第十八條第三項(第二号に係る部分に限る。))の規定

別表第一(第二條関係)

二 独立行政法人等情報公開法第五條の規定により独立行政法人等が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七條の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

第十九條第四項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開

法」に改め、「(の長」の下に「、独立行政法人等」を加え、同項第二号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法第六條第二項の規定、独立行政法人等情報公開法」に、「同項」を「行政機関情報公開法第六條第三項」に改め、「(の長」の下に「、独立行政法人等」を加える。

第四十二條の二の見出し中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同条中の「の長」の下に「、独立行政法人等」を加え、「情報公開法」又は「を」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は」に、「場合には、情報公開法」を「場合には、それぞれ行政機関情報公開法に改め、「以下この条において同じ。)」を削り、「方法又はを」を「方法、独立行政法人等情報公開法第十五條第一項に規定する方法(同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法(行政機関情報公開法第十四條第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。))を含む。))又はは」に、「(情報公開法第十四條第一項)を」を「(行政機関情報公開法第十四條第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。))に改める。

第七十八條第七項中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改める。

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 前条の規定による改正後の著作権法第十八條第三項(第二号に係る部分に限る。))の規定

別表第一(第二條関係)

二 独立行政法人等情報公開法第五條の規定により独立行政法人等が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七條の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

第十九條第四項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開

法」に改め、「(の長」の下に「、独立行政法人等」を加え、同項第二号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法第六條第二項の規定、独立行政法人等情報公開法」に、「同項」を「行政機関情報公開法第六條第三項」に改め、「(の長」の下に「、独立行政法人等」を加える。

第四十二條の二の見出し中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同条中の「の長」の下に「、独立行政法人等」を加え、「情報公開法」又は「を」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は」に、「場合には、情報公開法」を「場合には、それぞれ行政機関情報公開法に改め、「以下この条において同じ。)」を削り、「方法又はを」を「方法、独立行政法人等情報公開法第十五條第一項に規定する方法(同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法(行政機関情報公開法第十四條第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。))を含む。))又はは」に、「(情報公開法第十四條第一項)を」を「(行政機関情報公開法第十四條第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。))に改める。

第七十八條第七項中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改める。

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 前条の規定による改正後の著作権法第十八條第三項(第二号に係る部分に限る。))の規定

別表第一(第二條関係)

二 独立行政法人等情報公開法第五條の規定により独立行政法人等が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七條の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

第十九條第四項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開

は、前条の規定の施行前に著作者が独立行政法人等に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。))については、適用しない。

(基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第

号)の一部を次のように改正する。

附則第一條中「及び附則第六條」を、「附則第六條」に改め、「第十六條まで」の下に「及び附則第二十一條」を加える。

附則に次の一條を加える。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十一條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第

号)の一部を次のように改正する。

別表第一(基盤技術研究促進センターの項を削る。

(総務省設置法の一部改正)

第九條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「第三十八條第二項」の下に「及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第

号)第二十四條第二項」を加える。

別表第一(第二條関係)

二 独立行政法人等情報公開法第五條の規定により独立行政法人等が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七條の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

第十九條第四項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開

法」に改め、「(の長」の下に「、独立行政法人等」を加え、同項第二号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法第六條第二項の規定、独立行政法人等情報公開法」に、「同項」を「行政機関情報公開法第六條第三項」に改め、「(の長」の下に「、独立行政法人等」を加える。

第四十二條の二の見出し中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同条中の「の長」の下に「、独立行政法人等」を加え、「情報公開法」又は「を」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は」に、「場合には、情報公開法」を「場合には、それぞれ行政機関情報公開法に改め、「以下この条において同じ。)」を削り、「方法又はを」を「方法、独立行政法人等情報公開法第十五條第一項に規定する方法(同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法(行政機関情報公開法第十四條第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。))を含む。))又はは」に、「(情報公開法第十四條第一項)を」を「(行政機関情報公開法第十四條第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。))に改める。

第七十八條第七項中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改める。

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 前条の規定による改正後の著作権法第十八條第三項(第二号に係る部分に限る。))の規定

別表第一(第二條関係)

名 称	根 拠 法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十二号)
海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)

海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号)
海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)
科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
簡易保険福祉事業団	簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)
基盤技術研究促進センター	基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)
空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)
国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国民生活センター	国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)
産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
自動車事故対策センター	自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)
社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五百十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第二百二十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)

情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)
新エネルギー・産業技術総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十五号)
生物系特定産業技術研究推進機構	生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)
石油公団	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地域振興整備公団	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五百十八号)
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)
通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)
通信・放送機構	通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法(昭和十八年法律第五十一号)
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)
日本育英会	日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)
日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)

日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十一号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五十五号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本労働研究機構	日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第三十二号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農業者年金基金	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十二号)
平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十二年法律第六十六号)
放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
緑資源公団	緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第三号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
理化学研究所	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百六十六号)

別表第二(第二条関係)

関西国際空港株式会社	一 関西国際空港及び関西国際空港株式会社法(以下この項において「会社法」という。)(第六条第一項第一号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く。))及び管理の事業に係る業務 二 会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務 三 前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務 四 前三号に規定する事業に係る会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務 五 会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務
中小企業総合事業団	一 中小企業総合事業団法(以下この項において「事業団法」という。)(第二十一条第一項第一号から第十四号までに掲げる業務 二 前号に掲げる業務に関連する事業団法第二十一条第一項第十五号に掲げる業務 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務 四 前三号に掲げる業務に係る事業団法第二十一条第一項第十七号に掲げる業務
日本私立学校振興・共済事業団	一 日本私立学校振興・共済事業団法(以下この項において「事業団法」という。)(第二十二條第一項第六号から第八号までに掲げる業務 二 事業団法第二十二條第二項に規定する業務 三 事業団法第二十二條第三項第一号及び第二号に掲げる業務

理由

独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も独立行政法人等に対し法人文書の開示を請求することができる権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。